

鎌ヶ谷市

—やがて故郷に変わる街—

空き家バンク

空き家登録しませんか？

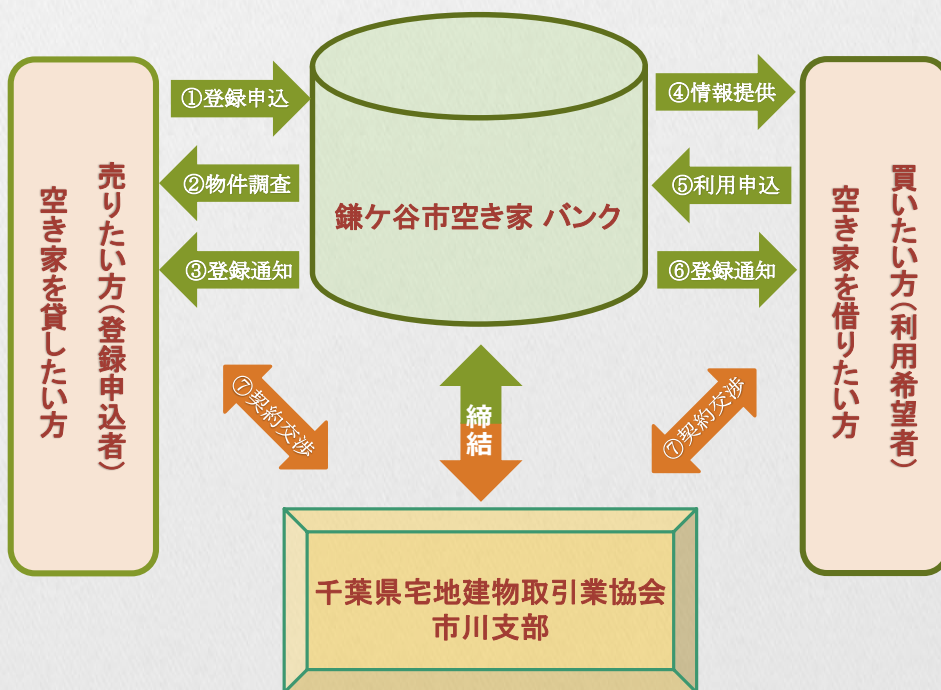
鎌ヶ谷市空き家バンクについて

鎌ヶ谷市空き家バンクは、空き家を「貸したい・売りたい」所有者等（登録申込者）から提供された情報を、空き家を「借りたい・買いたい」利用希望者に紹介する制度です。

物件の掲載情報は、公募により国土交通省に採択された、アットホーム株式会社及び株式会社LIFULLの2社の全国版空き家・空き地バンクのサイトを介して閲覧出来ます。



鎌ヶ谷市空き家バンク関係図



空き家を貸したい方 売りたい方

物件の
登録申込

「鎌ヶ谷市空き家バンク物件登録申込書」及び「鎌ヶ谷市空き家バンク物件登録カード」に必要書類を添付し提出して下さい。

物件調査(立会い)
空き家バンク登録

協定事業者^{※1}と市で現地調査^{※2}に伺います。登録対象と認定後、「鎌ヶ谷市空き家バンク物件登録台帳」に登録となります。

物件情報の提供
(物件情報公開)

鎌ヶ谷市空き家バンクに登録した物件情報を、市のホームページ等で提供します。

契約交渉

利用希望者が現地確認を行い、交渉希望の要望がありましたら、市から物件登録者へご連絡します。協定事業者の媒介等^{※3}により契約交渉を進めていただきます。

- ※1 市と協定を結んでいる「千葉県宅地建物取引業協会市川支部」が推薦した市内の宅地建物取引業者
 ※2 所有者の方の立会いをお願いします。また、調査の結果、空き家バンクへの登録ができない場合があります。
 ※3 宅地建物取引業者による媒介等のため、契約の段階で法律で定められた手数料が必要になります。

空き家を借りたい方 買いたい方

物件情報
の閲覧

市のホームページ等において空き家バンクに登録されている物件情報をご覧いただけます。

空き家バンク
利用者登録

現地を見学したい方等は「鎌ヶ谷市空き家バンク利用登録申込書」及び「鎌ヶ谷市空き家バンク利用登録カード」を提出して下さい。

希望物件
現地見学

市からの利用登録完了通知書を受領後、見学希望の旨を市建築住宅課に連絡して下さい。協定事業者からの日程調整連絡後、物件案内します。

物件交渉
申込み

見学後、契約交渉を進める場合は協定事業者にご相談して下さい。

契約交渉

協定事業者の媒介等^{※3}により契約交渉を進めていただきます。

鎌ヶ谷市補助制度概要

※その他の補助制度等に関しましては、HPをご参照ください。

種別	対象者	補助限度額	備考
リフォーム	利用登録者	100万円かつ 補助対象事業経費の3分の2	移住用若しくは定住用の住宅又は地域交流拠点として10年以上活用等
耐震改修	所有者等	100万円かつ 補助対象事業経費の5分の4等	診断士による耐震の総合評点が1.0未満と判定された住宅で、耐震改修工事後1.0以上になる工事等

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 都市建設部 建築住宅課 住宅係
 電話番号 047-445-1141(内線498)
 047-445-1472(直通)
 FAX 047-445-1400